



第一線で活躍する弁護士が解説

中小企業管理マニュアル

第1回 社内紛争を回避するために「組織の管理」 その1

あいわ総合法律事務所
弁護士

千賀 守人

E-mail

senga1@legal-consultants.jp

第一総合法律事務所
弁護士

大河内 将貴

E-mail

o-kouchi@legal-consultants.jp

佐藤・鷹見法律事務所
弁護士

鷹見 雅和

E-mail

takami@legal-consultants.jp

リーガルコンサルタント（中小企業のためのコンプライアンス相談サイト）URL <http://www.legal-consultants.jp/>

はじめに

会社を経営していると、突然、身内から社長として実行したことについて訴えを提起されたり、取引先が売掛金を支払ってくれなかったり、取引先から損害賠償請求されたりということは、よくある事柄です。あるいは、解雇した従業員から賃金の支払請求をされることも稀ではなくなりました。

そこで、会社を経営し、成長させていくためには、会社を管理（コントロール）することが不可欠になります。

しかし、現代社会では、中小企業といえども、法令遵守（コンプライアンス）が強く求められるようになっており、そのわずかな逸脱が広く世間の非難を浴び、経営の命取りに繋がることも、会社を経営する上で常に意識しておくなければなりません。

会社を管理するといっても、それは、ただ闇雲に掌握することではなく、法令遵守の見地から管理することが不可欠であると言わざ

るを得ないのです。

そこで本連載では、この「管理」について、

1 社内紛争を回避するために

「組織の管理」

2 売掛金を確実に回収し

損害賠償請求を回避するために
「資産の管理」

3 円滑な労務関係を進めるために

「従業員の管理」

という3つの節に分けて述べていくことにしましょう。では、連載第1回目は「組織の管理」から見えていきましょう。

1 「組織の管理」

社長である私の判断で、他の会社に事業（会社の財産）を譲渡したら、他の役員（株主）から、それはおかしいとクレームがきました。

長年、身内や友人同士で、経営

してきたのに不仲となり、突然、共同経営者からかつて自身のとった処置について責任を問われるところなのです。そこで、この節では、会社の経営支配を盤石にするために、「組織の管理」として、やるべきことを見ていくことにします。

まず、その前提として「会社の機関とは何か」というところから見ていきましょう。

会社の機関とは何か

会社（法人）は、社長や社員といった個々の構成員とは、法律上別の人格を持つものとして扱われます。それはなぜかといえば、会社それぞれ自身がその意思決定をし、それに基づき会社の意思を執行し（会社の行為）、それらを補助する者ないし組織体があるからで、これらの地位にある一定の自然人または組織体を機関と言います。そして会社の機関は、次の3つに分類されます。

- ① 会社の意思を決定する機関（会社の基本事項・業務執行に関する決定）
- ② 会社の業務を執行する機関（①で決定された会社の意思を執行する機関）
- ③ 業務執行機関を監督・監査する機関

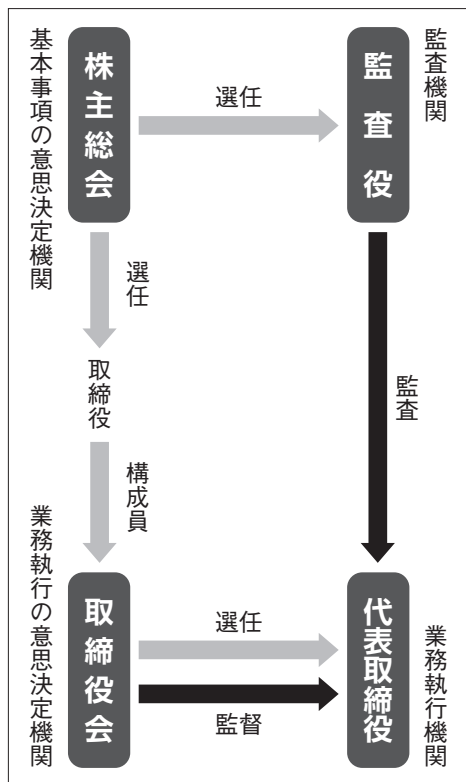
これら①②③に位置付けられる機関について、会社法は、様々な機関の構成の仕方を準備していますが、ここでは、多くの会社が採用している株主総会、取締役会、代表取締役、監査役という機関構成について見ていきましょう（図

1）。

株式会社の実質的な所有者は、会社に出資をなした株主です（社員といえます。従業員は、会社法上社員ではありません）。株主は、会社の所有者として、本来、会社のすべての事項について決定できるはずですが、株式会社では、広く出資を募るために多数の株主の存在が予定されており、これら株主が会社のすべての事項を決定するのは不可能です。

そこで、株主は、株主総会を構成して、株主総会が会社の基本的事項について決定するものとし、会社の日常の業務に関する事項に

図1 代表的な会社の機関の構成例



ついでに、株主総会は取締役を選任して、取締役会の決定に委ねています。

この結果、会社の意思決定機関は、基本的事項の決定機関である株主総会と、業務執行に関する決定機関である取締役会に分かれます。そうすると、決定された会社の意思を執行する機関が必要となりますので、取締役会が取締役から代表取締役を選任し、代表取締役が決定された会社の意思を執行することになります（一般に、社長とはこの代表取締役を指します）。

このように代表取締役にすべての会社の業務執行が任ぜられるとなると、その権限は強大ですので、代表取締役が株主総会・取締役会で決定された意思を誠実に履行しているか、取締役会が監督することになります。

しかし、代表取締役も取締役会の構成員ですから、取締役同士がなれあう恐れもあります。そこで、株主総会が監査役を選任し、この監査役が監査にあたることにしたのです。

取締役も監査役も、株主総会で決定されます。そこで、会社を適切に管理するためには、まず株主総会をしっかり運営することが不可欠となります。

(文責：千賀守人)

株主総会とは

「うちは親族や仲間だけでやっている会社だから、株主総会なんて開いたことないよ！」という話は、中小企業の経営者の方からよく聞かれます。しかし、本当にそれではないのでしょうか。

株主総会は、前述した通り会社における重要な機関です。そのため、株式会社は、毎事業年度の終了後一定の時期に開催することが義務付けられ(定時株主総会)、また必要があるときはいつでも開催できます(臨時株主総会)。一般に会社は、定款で株主総会の開催について規定しているはずですが、ですから、定款にしたがって毎年定期的に株主総会を開催する

必要があります。

● 株主総会で何を決議するのか

先に触れましたとおり、株式会社では、株主総会で会社の基本的事項を決定し、取締役が業務執行に関する事項を決定します。そして、中小企業の大部分を占めると思われます取締役によって構成される取締役会を設置した会社(取締役会設置会社)では、株主総会は、法令及び定款で定めた事項に限り決議することができるとされ、株主総会の権限が制限されています。

株主総会の決議は、原則として普通決議(定足数を充たし、かつ出席した株主の議決権の過半数の賛成で成立)で足りませんが、法令・定款で別段の定めがある場合、例えば、株式の取得等慎重な判断が必要な事項や株主の地位に重大な影響を与える事項等については、特別決議(定足数を充たし、かつ出席した株主の議決権の3分の2以上の賛成で成立)が必要です。定款により定足数や決議要件

を変更することもできますが、会社法による制約があります。

また、株主総会の決議内容や手続が違法な場合、そのような瑕疵ある決議は、決議取消訴訟により取消されたり、決議無効ともなり得ますので充分に気をつけなければなりません。

なお株主の議決権は、1株1議決権が原則ですので、会社の組織の管理のためには、株式をいかに多く保有するか、または、いかに散逸させないかに掛かってきます。

● 特別決議が必要な事項

- ・ 定款変更、事業譲渡、解散、合併、会社分割等
- ・ 剰余金の配当に関する事項の決定、資本金の額の減少等
- ・ 譲渡制限株式の買い取り等、株主からの自己株式取得の決定
- ・ 全部取得条項付種類株式の取得、株式併合等
- ・ 募集株式、新株予約権の事項等の決定
- ・ 累積投票により選任された取締役または監査役の解任、役員等

の責任の一部免除

● なぜ株主総会を開く必要があるのか

株主総会で決議しなければならぬ事項は、決議事項が制限されているとはいえ、会社の基本的な事項ばかりです。その中には、取締役の選任や報酬の決定といった事項も含まれます。つまり、株主総会を開いていないと取締役の選任がなく、取締役が選任されなければ代表取締役も存在しえず、もちろん役員の登記もできないこととなります。

会社の運営がうまくいっていないときは、株主総会を開いていないことによる問題が顕在化することはないかもしれませんが、しかし、親族役員や仲間との関係が悪くなり、会社の経営においても対立するようになると、株主総会を開いてこなかったツケが一気に噴出し、取締役の地位を否認されたり、報酬の返還を求められたり、取締役としての責任を追及されたりといったことはよくあることです。

その場合の手段として、株主総会の決議取消、決議無効確認、または、決議不存在確認などの訴訟手続きが利用されることが多いといえます。

●冒頭のケースの場合

そこで、冒頭の会社のケースですが、会社の財産を第三者に譲渡する場合、会社の「事業の全部譲渡」または「事業の重要な一部（総資産の5分の1超）の譲渡」に当たる財産であれば、株主総会の特別決議が必要となります。株主総会を開かずにこのような譲渡を行いますと、他の取締役や株主からの責任追及は免れません。なお、それ以外の財産の場合は、次号で紹介しますが、取締役会の議決の有無が問題となります。

■管理のためのポイント

- ・ 定時株主総会は必ず開きましよう
- ・ 会社の円滑な運営には、3分の2以上の議決権を有していることが重要です

(文責：鷹見雅和)

株主総会はどのように開いたらよいか

それでは、株主総会を開催する方法・手順について、取締役会設置会社かつ譲渡制限のある株式会社（譲渡による株式取得について会社の承認を要する旨定款に定めがある会社）を前提に説明します。

●取締役会で必要事項を決定する

取締役会において株主総会の招集を決定します。株主総会を開くために取締役会で決定すべき主要事項は、日時、場所、目的事項（議題）、書面決議・電磁的方法による決議の可否、その他、法務省令で定める事項（書面投票を採用した場合に必要な事項等）です。なお、定時株主総会は、毎事業年度の終了後一定の時期に招集しなければなりません。

●招集通知を作成し、発送する

取締役会において定めた招集事項に従い、招集通知を作成します。

招集通知には、取締役会において決定した事項を記載する必要があります。

代表取締役は、招集通知を株主

総会日の1週間前に発送する必要があります（譲渡制限のない会社では、2週間前）。1週間前とは、発信日と総会の日を除きその間に7日以上必要という意味です。

なお、書面投票や電子投票を採用していない場合は、株主全員が同意して前記の招集手続きを省略して開催することができます。

●招集通知に添付すべき書面

定時株主総会の招集通知には、取締役会の承認を受けた計算書類及び事業報告を提供する必要があります。また、書面投票を採用している場合には、株主総会参考書類及び議決権行使書面を交付する必要があります。

●計算書類等を備え置く

株式会社は、計算書類及び事業報告並びにこれらの付属明細書を、定時株主総会の1週間前の日

から5年間（支店には3年間）備え置かなければなりません。

●株主総会開催日

出席した株主らによって、株主総会を開催し、議事を進めます。通常は会社の定款に株主総会の議長となる者が定められています。なお、取締役会設置会社では、取締役会で決定された株主総会の目的事項以外の事項については決議できません。

●株主総会終了後の手続

総会終了後は、議事録を作成する必要があります。また、決議の内容に応じて役員の変更登記も必要でしょう。定時株主総会の終了後は、遅滞なく貸借対照表を公告する等手続きが必要となります。

■管理のためのポイント

- ・ 株主総会招集通知は、中7日以上前に発送が必要です
- ・ 招集通知に記載すべき事項が漏れていないか確認しましょう

(文責：大河内将貴)